

令和6年

1月号

事務所通信

小笠原税理士事務所

〒272-0826 千葉県市川市真間 5-7-4

mei_222@circus.ocn.ne.jp

TEL 047-712-0466 ・ FAX 047-712-0467



縁起の良い赤い実

令和6年1月の税務と提出期限

- ① 令和6年1月10日・・・令和5年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
年2回納付の特例適用者は前年7月から12月迄の徴収分を1月22日までに納付
- ② 令和6年1月31日・・・令和5年11月決算法人の確定申告期限（法人税・消費税・法人事業税等）
- ③ 支払調書の提出・源泉徴収票の交付・固定資産税の償却資産に関する申告

今月の気になった新聞記事

- 1) 2023年の世相を1字で表す「今年の漢字」は?・・・日本漢字能力検定協会は、京都市東山区の清水寺で発表したのは、「税」で1年を通じて増税議論が活発に行われ、税にまつわるテーマに関心が集まった。
- 2) 空き家問題・課税強化の改正・・・12月13日施行、「空き家対策特別措置法」は、管理できていない空き家の所有者を固定資産税の軽減措置から外す。特例措置から外されると負担額が6倍になる可能性もある。
- 3) 相続登記の義務化は?・・・2024年から相続不動産を3年以内に登記することが義務化された。怠れば過料が。

令和5年分 所得税確定申告 Q&A

確定申告の時期には全国で2,000万人を超える納税者が確定申告をするそうです。令和5年12月 東京国税庁が作成した「所得税 消費税 謝りやすい事例集」全93ページよりその一部を抜粋してみました。

1) 納税地とは？

原則として、申告書提出の際における納税地の住所地が納税地となる。

事業所を納税地とするためには、住所地の所在地の所轄税務署長に対して、その旨を記載した届出書を提出しなければならない

<特例>

死亡した納税義務者の納税地は、その死亡当時の納税地（相続人の納税地ではありません）

2) 青色申告決算書を書面提出した場合にでも、青色特別控除で65万円の控除を受けたい

令和4年分以後、青色申告決算書を書面で提出していても、優良な電子帳簿の要件を満たして対象帳簿の備え付け及び保存を行い、かつ、電子帳簿保存法第8条4項の規定の適用を受ける旨の届出書を提出期限内に提出している場合は、65万円の青色申告特別控除を適用することができる。

3) 非課税所得と課税所得の区分？

<非課税所得>

○新型コロナ特法が非課税の根拠となるもの

→特別定額給付金・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金他

○所得税法が非課税の根拠となるもの

→学資として支給される金品・学生支援緊急給付金

心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金

○国民年金法 →遺族年金

<課税される助成金>

○事業所得等に区分されるもの

→事業復活助成金・持続化給付金・東京都の感染拡大防止協力金・雇用調整助成金他



4) 住宅宿泊事業（いわゆる「民泊」）の所得は不動産所得？

自己が居住する住宅を利用して行う住宅宿泊事業は、原則として「雑所得」に該当する

5) 税金や会費は、全部費用にして良い？

○必要経費になるもの

事業税・固定資産税・自動車税・登録免許税・印紙税・商工会議所、同業者団体、商店会等の会費・組合費（家事費を除く）

○必要経費にならないもの

所得税・相続税・住民税・国税の延滞税・加算税・地方税の延滞金・加算金・罰金・科料・過料

6) 青色申告特別控除の要件

イ、55万円の青色申告特別控除（黒字の金額を限度）の要件

- ・青色申告者（現金主義選択者は除く）・不動産所得者（業務的規模を除く）又は事業所得者
- ・正規の簿記（一般的には複式簿記）の原則に従い記帳
- ・貸借対照表を損益計算書とともに期限内確定申告書に添付



ロ、65万円の青色申告特別控除（黒字の金額を限度）の要件

上記のイの要件に加え次の a 又は b の要件を満たすこと

- a, その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより一定の方法により保存していること。
- b, その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書の提出をその提出期限までに電子情報処理組織（e-TAX）を使用して行うこと

7) 年の途中で亡くなった青色申告者の「青色申告特別控除」を受けるには？

年の途中で亡くなった者の準確定申告の法定申告期限は、「相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月を経過した日の前日」であるので、その日までに申告する必要がある

8) 雑所得・令和2年分の業務に係る収入金額が1,000万円を超えているにもかかわらず収支内訳書を提出していない

令和4年分以後、前前年分の業務に係る収入金額が1,000万円を超えている場合、収支内訳書を提出しなければならない。

9) ひとり親控除と寡婦控除の違いって何？

ひとり親とは、「婚姻していない」又は「配偶者の生死が分からなくなっている人」「生計を共にする子供がいて、年収500万円以下」であれば適用可能です。寡婦控除は、結婚歴が前提であることから未婚のシングルマザーが除外されていました。「ひとり親」控除が新設されたことによりシングルファーザーも対象です。

税金のこと 世の中 いろいろ よもやま話

1) 少子化対策の財源と「国民負担率」

国民負担率とは、税金と社会保障の合計額だ。2023年の見込みは全体で46.8%となる。内訳は国税と地方税の負担は28.1%で社会保障の負担が18.7%だ。不足金は医療保険料に上乗せして集める仕組みのようだ。

2) 税務調査はAI(人工知能)で行う時代に

国税当局は、AIの活用を本格化している。過去の申告漏れの事例をAIに学習させ膨大な資料から「疑いのある企業」を割り出す。まず、全国の税務署が申告・決算情報や公表資料などをAIのデータベースに入力それをもとに「疑いのある企業」を選ぶ。資本金1億円未満の会社を中心に法人税や消費税など。

3) 保険契約書・保険料負担者・受取人も自分の満期保険金は確定申告が必要？

生命保険契約が満期となり受け取った保険金は、忘れて確定申告しないことがあります。しかし受取方法により、「一時所得または雑所得」として申告する必要があります。

1. 一時金で取得した場合は、「一時所得」
2. 満期保険金を年金で受け取った場合は、「公的年金以外の雑所得」